

悪質な訪問販売業者による詐欺にご注意下さい

12月に入り新冠町内で、「役場からの委託により水道や下水道をきれいにするための点検に来ました」と各家庭を訪問し、点検した後、料金を請求する業者がいるとの報告が数件ありました。

役場では、業者に委託し、水道管や汚水桝の点検をしておりませんので、詐欺被害に十分ご注意ください。

被害にあわない為の対処法

- 突然、見ず知らずの業者が「点検に来た」と訪問したときは、**悪質商法の可能性が高いので注意が必要です。**
- 特定商取引法では、最初に事業者名と販売の目的であることをはっきりと告げなければならないとされています。尋ねてもはっきりと答えなかったり、不審に感じたときは、きっぱりと断りましょう。
できれば、玄関のドアを開けずにインターホンやドア越しの方が断りやすく安全です。
- 相手が公的機関を名乗ってきたときは、**身分証の提示を求めたり、部署名、氏名を聞いて、後ほどその機関に確認しましょう。**
- 点検商法は、その内容が専門的なものが多く、消費者にとって本当に必要な契約かどうかその場では分からないことがほとんどです。
とにかく、**その場では契約せずに、家族や信頼できる周囲の人、消費生活センターや役場へ相談しましょう。**

相談窓口

《北海道立消費生活センター 消費生活相談窓口》

相談専用電話番号 050-7505-0999

受付時間 平日 9:00~16:30

《新冠町役場 企画課まちづくりグループ商工労働観光係》

電話番号 0146-47-2498

受付時間 平日 8:30~17:15

